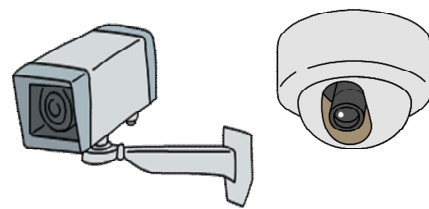


# 令和6年度 秩父市家庭用防犯カメラ設置費補助金

秩父市での刑法犯認知件数は、埼玉県内では少ないものの、年間200件以上発生しています。

市では、犯罪の発生を抑止し、安心・安全なまちづくりを推進するため、家庭用防犯カメラを設置する方に、設置費の一部を補助します。



防犯カメラ作動中

## 補助率 1/3以内 (補助上限5万円)

申請受付期間：令和6年7月1日～7月31日

### 対象者

以下の要件を全て満たす人

- ①秩父市内に住所があり、かつ秩父市内の住宅に居住する個人
  - ②住宅の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること
  - ③市税の滞納がない方
- ※集合住宅に設置する方は対象外です。

### 設置条件

以下の要件を全て満たすもの

- ①屋外に設置し、撮影範囲には自宅とその敷地及び公共空間(道路、公園等)を含めることとし、他人の建物や敷地を写さないこと
- ②夜間の撮影が可能なもの及び追跡機能を有しないもの
- ③撮影した画像を継続して記録可能(24時間連続録画)であること
- ④年度内に完了する事業であること

### 補助対象経費

- ①家庭用防犯カメラの購入費
  - ②家庭用防犯カメラの設置工事費
  - ③家庭用防犯カメラの設置の表示にかかる費用
- ※以下の費用については補助対象になりません。

- ・既存設備の修繕、移設、撤去に要する費用
- ・補助金交付申請の前に購入、設置した費用
- ・画像を保存するためのスマートフォンやタブレットの購入等の費用

### 補助額

最大5万円(補助対象経費(税抜き)の3分の1)

※販売業者及び施工業者は市内業者に限ります。(ネット購入不可)

※申請総額が予算額を超過した場合は抽選となります。

### ご注意

秩父市防犯カメラの運用等に関するガイドラインを遵守してください。

※申請時には、防犯カメラの適正運用に関する誓約書を提出いただきます。

※設置に関する苦情等は、設置者で解決してください。

※詳細については、市報のEメール又はホームページをご覧ください。